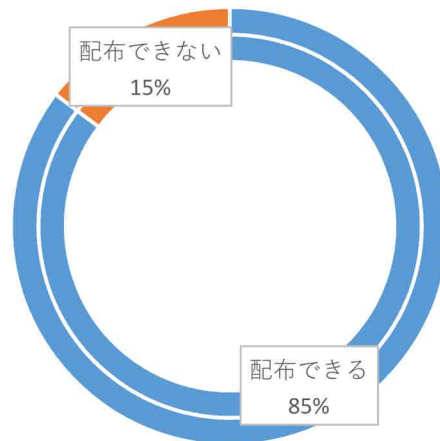


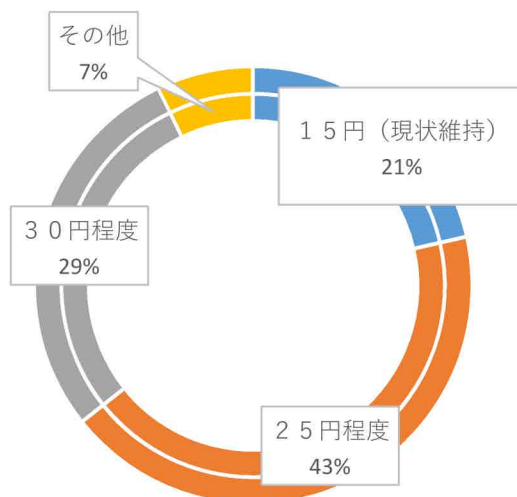
●町内会アンケートの集計結果について

今年6月に実施しました「広報えにわ配布に関するアンケート」にご協力いただき、ありがとうございました。アンケート内容をまとめたものを共有いたしますので、参考としてください。
なお、質問などございましたら広報課までご連絡ください。

質問① 今後も継続して広報を配布することができるか？



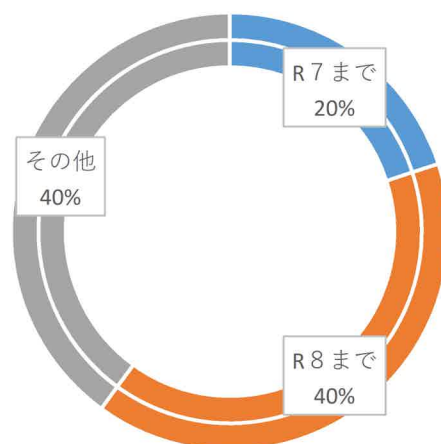
質問② 配布手数料は1部いくらが適当か？ 【配布可町内会】



※その他を選択した主な意見

- ・算定の基礎がよくわからないが、現状のままだとも良いと思う
- ・町内会会計から上乘せし、支払っている現状がある

質問③ あと何年程度配布できそうか？ 【配布不可町内会】



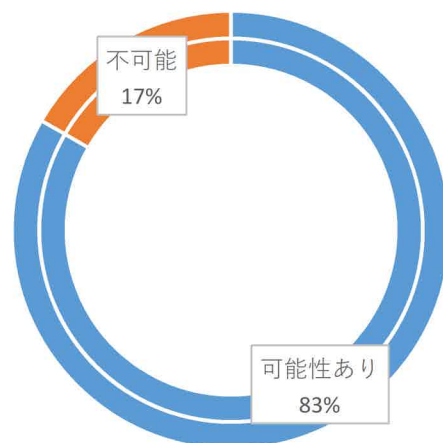
※その他を選択した主な意見

- ・年度をはっきりと決められないが、3～4年先になると思う

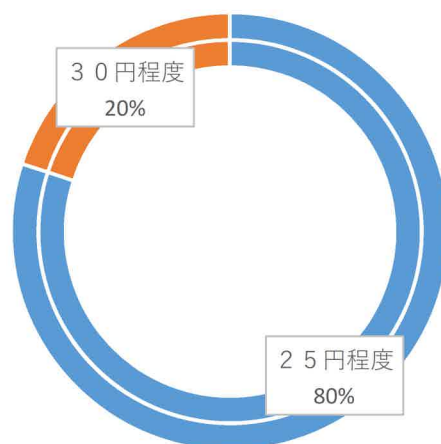
質問④ 今後配布できなくなる理由は？ 【配布不可町内会】

- ・各班長が配布しているが、班長は輪番制のため高齢者が担当する場合、特に冬の雪が問題となる。広報以外の配布物が年々増加してきており、仕分けにかなりの時間を要している。
- ・現在12区中5区で配布を事業所に委託しており、今後も増える見込み
- ・区長のなり手が高齢化。アパートの階段の上り下りが困難。年齢により配布できる区とそうでない区が出てきている

質問⑤ 配布手数料が増額となった場合は配布継続可能か？ 【配布不可町内会】



質問⑥ 配布手数料が1部いくらになれば配布できるか？ 【配布不可町内会】



質問⑦ 配布手数料はどのように使用しているか？

- 1部15円で支給 ※多数回答あり
- 1部20円で支給（町内会5円負担）
- 1部30円で支給（町内会15円負担）
- 1部12円で支給（折込作業者に1部3円支給）
- 1部10.5円で支給
- 戸数に関係なく、年額一定金額で支給 ※多数回答あり
- 戸数に関係なく、月額一定金額で支給
- 1/2を広報部へ。1/2は配布戸数により案分して配布担当者へ支給
- 配布手数料と自治活動交付金すべてを担当部数の割合で案分して支給
- 区長25円、広報部長11円

その他 主な意見（一部抜粋）

- ・部数の間違いが多い。配布をやめることでコストダウンになるのでは？
- ・広報配布は自主防災の安否確認としての役割もあるので、すべてを業者委託にするのは難しいと感じる
- ・広報配布は、地域のつながりを維持していく上で必要なこと。配布金額のみで考えるのは誤りであると考えている。当町内会では、配布手数料に町内会予算を上乗せして支給しているが、町内会未加入世帯への町内会予算の充当はどうかという意見があり、7年度は町内会未加入世帯への配布ができない可能性が高い。
- ・広報配布時に安否確認をしている。デジタル化も進めたほうが良い。デジタル難民には、その分のみ町内会で配布する。
- ・配布単価をUPすることでモチベーションが上がると思う
- ・広報配布担当者に配る会長、副会長の手当では自治活動給付金を充てている
- ・役員の担い手不足や町内会の世帯加入率減少から、町内会の運営が非常に厳しい状況。配布手数料を値上げし、町内会の活動費に補填する施策を検討願う。
- ・当町内会は、区長・役員で折り込み、配布は区長が実施。折り込み作業で区長と役員の顔合わせしており、これがないと役員と区長のコミュニケーションの充実が薄れる。災害時の対応に活かせると思われる。区長によっては高齢者になるので、2階まで配布するのが大変なことが気になっている。
- ・広報配布は区長業務として重要。町内の認識と協調体制が構築できる。町内会の伝達事項も合わせて配布や周知ができる。町内会の活性のために重要と考える
- ・町内会活動の担い手が少ない。高齢化し、難しくなっているのはどこも同じでは。新しいアパートなどは広報誌を入れるスペースのない建物も多く、配布者が苦労している。読まれる広報誌となるよう目を引くような表紙にしてはどうか。今は目からの情報が大切だと思う。広報誌は紙であることが大事だと考える。広報誌を各区長へ届ける役員には手当てがない。その手間を考えて欲しい。他町内会の対応も聞きたい。
- ・町内会加入率が下がる中、安い金額での配布は町内会加入世帯に甘えている。議会だよりなどはついでにやらされている感がぬぐえない。全世帯への配布なら業者に委託するのが妥当。
- ・回覧の中身の仕分けをして、枚数を減らして欲しい
- ・回覧物についても有償にして欲しい
- ・当町内会では、広報担当から配布担当へ配布しているが、配布手数料（1部15円）は配布担当へ支給しているため、広報担当へは町内会が負担している。このやり方はここ数年続いているが、少しずつゆがみが出てきている。
- ・町内会の規模に差があるため、小さな町内会は区長の確保に苦慮している。現在の配布委託料の額では区長へお願いするには不十分なため、町内会会計から上乗せしている状況である。地域の自治活動として、住民交流や声掛けなどが必要と思われることから、広報の配布もそうした役割の一環と捉え、できる限り協力していきたいと考えている。

【問合せ先】

広報課 0123-33-3131（内線2361・2362）